

## 非住宅建築物木材利用促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日

【申請者】

愛媛県林材業振興会議

会長

Ⓜ

非住宅建築物木材利用促進事業実施要領第3の3(2)の規定に基づき、年 月 日付けで交付申請のあったこのことについて、下記のとおり決定しましたので、通知します。

### 記

- 1 事業区分 ( )
- 2 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 支払い方法 補助金額確定後、施主指定の口座へ振込むものとする。

(注1) 施主は施工業者等に本決定通知書の写し等を提出し、交付決定を受けた旨を連絡すること。

(注2) 本決定通知書の有効期限は通知日が属する事業年度限りとする。

(注3) 振込先の口座については、非住宅建築物木材利用促進事業確認依頼書（様式第5号）において確認する。